

第三十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十三号

(四〇〇)

昭和三十六年四月十四日(金曜日)

午後二時二分開議

出席委員

委員長 濱田 幸雄君

理事金子 岩三君 理事田中 榮一君

理事中島 茂喜君 理事丹羽喬四郎君

理事吉田 重延君 理事太田 一夫君

理事川村 義義君 理事阪上安太郎君

伊藤 轅君 宇野 宗佑君

大沢 雄一君 龜岡 高夫君

飯谷 忠男君 久保田四夫君

永田 亮一君 前田 義雄君

安宅 常彦君 佐野 憲治君

二宮 武夫君 山口 鶴男君

門司 亮君

出席國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

自治大臣 安井 謙君

出席府委員

大蔵事務官 石原 周夫君

(主計局長)

大蔵事務官 村山 達雄君

(主税局長)

大蔵事務官 西原 直廉君

(理財局長)

自治政務次官 渡海元三郎君

自治事務官 奥野 誠亮君

委員外の出席者

大蔵事務官 高柳 忠夫君

(主計官)

自治事務官 松島 五郎君

(財政局財政課長)

自治事務官 佐々木喜久治君

(財政局理財課長)

自治事務官 茨木 廣君
(財政局財政課再建課長)
専門員 圓地與四松君

四月十三日

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案(紅露みつ君外二十四名提出、参法第一六六号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案(内閣提出第二三七号)

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)

○濱田委員長 これより会議を開きます。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案、地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案並びに地方財政法の一部を改正する法律案、以上の三案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。順次これを許します。佐野憲治君。

○佐野委員 大臣にお伺いしたいのは、平衡交付金が地方交付税に昭和二十九年から改正になったわけですが、シャッフル勧告によって平衡

交付金制度がとられて、非常にいろいろな成果と欠陥があったと思うのでありますが、昭和二十九年から交付税に改正されたわけですが、これに対して、一体どちらが財源保障制度として、今日の地方自治の現状から考えて、大臣としてどのようにお考えになるかを聞かせ願いたいと思うのであります。

○安井國務大臣 お話の平衡交付金が地方交付税に変わりましたのは御指摘の通りでございますが、これは私も地方財政を安定させるという意味からは、ただ足りないからこういふものでふやせというふうに毎年々々折衝を重ねていくというより、一定の金額の配付というものを想定しまして、それによつてこの地方財政の配分計画を立てるという方がより合理的であらうというふうな見地から、現在の制度を採用しておるわけでありまして。

○佐野委員 いや、大臣にお聞きしたいのは、制度を採用しておるといふのではなくて、地方自治、地方行政の現状から見ても、平衡交付金であった場合と、交付税でやつた場合と、どちらの方が今日の状態、地方財政にこたえる道であるか、これらに対して二つの制度を比較しながら、大臣としての率直なお言葉を聞きたい。

○安井國務大臣 これは見方によっていろいろあると思いますが、最近の状況から申しますと、国の財政収入は御承知の通りに非常に増額もしております。それに対する一定割合が必ず地方の財源になっているという意味から、

私は、今の地方財政にとっては、現在の制度の方がより安定的なものであると思っております。

○佐野委員 現在の地方交付税がやはり平衡交付金と違つている点は、何といつてもあてがい扶持である、こういうところに性格があると思ふのです。が、総額が三税の二八・五%に押えられてゐる。そういうことから実際に地方における財政需要額がどうか、あるいは合理的な水準あるいは標準的な施策がどうかあらねばならないかといふ、こういうことに対するところの重点が忘れられて、単にあてがい扶持からくるところの二八・五%をどう配分するかというところに、最近の地方財政計画の組み立て方もそのようになってゐるのじゃないか、こういう感じを受けるわけです。そのことが強い地方財政計画の国会に対する提案がおくれ

て参る。国の予算がきまつてから地方財政計画を立てる。国庫予算の編成を見ておりましたも、やはり地方財政は最後になつてしまふ。もう二八・五%やつておけばいいじゃないか、こういうことから、その中において個々の問題が発生するから、この点に対して大蔵省と自治省がいろいろやりとりをやつておられるといふことを毎年繰り返しておるわけで、根本的に地方の行政施設は一体どうなつてゐるか、水準はどうなつてゐるか、どうあらねばならないか、こういう点がほとんど等閑に付されておるといふ原因もここに

あるのじゃないか、このように感ずるわけですね。それで大臣にお伺いしたいのは、一体現在ある水準、ザインとゾルレン、あらねばならない、こういうことに対して大臣としてお考えになつたことがありませんか。

○安井國務大臣 地方財政行政水準がこうあらねばならぬという問題は、これはやはりいろいろなものの角度から検討していかなければならないと思ふのであります。それだけ取り上げて、全体から切り離して、こうあるべきものだといふ計算はなかなか出ないと思ひます。これは一つの企業にしましては、全体の国の状況、あるいは一般の行政費にしましては、困なり日本の経済の状況といふものとのにらみ合わせから出てくるものだろうと思ひますので、これを切り離して、こうでありたいといふものは、なかなかはつきり出すわけにはいきまいと思ひます。

それから交付税で単にお仕着せといひますか、仕切つて、それだけの中で勝手に配分をきめるのだ、こういうお説でございます。それはまさにその通りでございますが、これは財政を切り盛りするといふ建前から言ひますと、国の財政にいたしましては、やはり歳入の総額といふものを見当をつけまして、その範囲内で一つの計画を立てていく。従ひまして地方におきましても、地方における収入、交付税の収入、そういうものの総額も見当をつけ

て、その中においての配分を立てていく、こういう形になるのはやむを得ないかと思つております。

○佐野委員 かしながら、現在の状態は一体どうなっておるか、こういうことに対する把握がやはり一番大切じゃないでしょうか。その中からいよいよ財政計画を立てられねばならない。その中から財政需要額の算定というものは生まれてくるのじゃないかと思ひます。そういう意味から、財政需要額そのものを一体どのような考えをもって算定しておられるのですか、この点を。

○奥野政府委員 一応現実から出発いたしまして、それに合わせて、たとえば道路整備五カ年計画を立てる、あるいはすし詰め教室解消五カ年計画を作る、そういうことを可能に得るような財政措置をとるといふ建前で行なつてきているわけでございます。そのスピードがこれで十分でないか十分であるかという問題になりますと、いろいろ議論のあるところでありまして、民間経済の発展から考えますと、公共施設の整備のスピードがおそいじゃないかという議論がかなり多いわけでありまして、そういう意味において公共投資がおくれていて、こういう批判もなされておるわけでありまして、しかしながら、このスピードがいか悪いかということについては議論はございまして、一応従来の程度にプラスいたしまして、そういうことが可能なような財政措置を積み重ねてきているというのが現実の姿でございます。

○佐野委員 その財政需要額の行政内容、それがたして現実と適合しておるかどうか、こういう問題があると思ひます。たとえば無医村の場合に、やはり医者をどうするかというように、

合、あるいは電気がついていない村落がある。こういうのにはやはり電気をつけなければならぬ。こういう住民の福祉のためにどうしても必要に迫られてはいる団体もあると思ひます。これらは財政需要額から省かれてはいるわけですが、こういう点をもつと財政需要額の中に見えていく。こういうために現在の行政施設あるいは行政水準が一体どうなっているか、こういう点をやはり明らかにするのが一番大切じゃないかと思ひますが、どうですか、その点は。

○奥野政府委員 一応は交付税制度で、各団体について、ここまでの施設整備の可能な財源を保障したいといふことで、単位費用をきめていくわけでございます。その単位費用の内容をいいたしましては、たとえば学校であれば、この程度までの校舎で、どの程度までの設備ができる、あるいはまた職員数でありますならば、どういふ範囲まで置けるというようにことをお示しして参つておるわけでございまして、同時にまた、毎年どの程度施設が整備されておるかということにつきましましては、地方財政の状況報告を国会に提出しているわけでございすけれども、その中に昨年来取り上げて記載をするという態度をとつて参つたわけでございます。ただ、これは全国的な数字でございますので、これで十分であるか十分でないかは、なかなか判断していただくにくだらうと思ひます。でございますけれども、交付団体につきましましては、毎年ある程度単位費用の内容を変えて、たとえば学校の給食施設を充実するといふようなこともやつてきたりしているわけでござい

すけれども、こういうようなことで判断していただくよりいたし方がないだろう、こゝろ思ひます。なお、単独事業につきましましては、特別の長期計画を作つては、特にかゝりませんので、自然単独事業に使つておるような財源をどの程度伸ばしてきているであらうかといふことにならざるを得ないかと存じますが、三十六年度につきましましては、地方財政計画のもとにおきましても、かなり大きな金額を増額できたといふように私たちは思つておるわけでございすけれども、これといいたしまして、今御指摘になつておられますように、現状は非常に低いじゃないかといふことから考えますと、十分だとは言ひ切れなないと思ひます。ただ、やはり年々それを改善していく以外には方法がないのではないだろうか、こういう気持ちを持つておるわけでございす。

な、診療所の問題を御指摘になつたわけでございす。無医村であります、地方団体が診療所を建設して、そういう問題の解決をはかつていく努力もしておるわけでありまして、この種の仕事につきましましては、市町村としてもかなり一般財源を投入せざるを得ないわけでございますので、三十五年度の特別交付税の配付にあたりまして、診療所を現実に置いておられます団体につきましましては、ある程度一般会計からそれに対して金を出していくという建前の特別交付税を交付するといふ措置をとつたわけでございす。御指摘になりましたように、一般会計の問題だけじゃないに、電気の問題その他にいたしましても、充実していかなければならない点が多いだろうと思ひので

ございす。そういう点は、おそらく公営企業なり、準公営企業なりの地方債資金をあわせて充実していくといふことにならうかと思ひます。数年来毎年相当額の増額を行なつてきているつもりでございます。現状が十分であるか十分でないかといふことにつきましましては、私には先ほども申し上げましたように、十分だとは思ひていないわけでございす。しかし相当なスピードで改善しつつあるといふようには考へておるわけでございす。

○佐野委員 やはり憲法でいいますところの健康にして文化的な生活を保障する。ですから住民は、この村におろろと、あの町におろろと、やはり住民の福祉が保障される、こういうことが一番大切じゃないか。その意味から、交付税の中においても規定として「道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、且つ、妥当な水準において地方行政を行ふ場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費」、こういう規定をやつておるわけでございます。そういう意味から、合理的かつ妥当な水準、あるいはまた標準的な施設を維持する、こういうのを標準の基準とするといふことであるといいたすならば、当然やはり自治省においても、一体どれくらいの状態に現在あるのか、これを五年なり十年の長期見通しを立てて、その中から一体どうしていくのか、こういうことを考えられるのが当然じゃないか。自治省には現在行政水準が一体どうなつておるか、施設の維持はどうなつておるか、こういうことに対する資

料を一体持つておられるのですか、どうですか。

○奥野政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたように、地方交付税法の御審議を願ひ意味におきましては、単位費用を基礎として考へている施設がどの程度のものであるかといふことは、提出させていただいておるわけでございす。たとえば小学校の校舎何坪程度のもを維持できる財源を保障しておるかといふようなことになりまして、現在の国庫負担制度に合わせておるわけでございす。しかし、これ自身では特別教室も作れないといふようなことになつておるわけでございすので、だんだん経済の発展が進みますにつれて、その程度も上げていかなければならぬ。こういう気持ちを持つておるわけでございす。一例を申し上げますと、中学校の標準的なもので、義務教育費国庫負担金の対象としておりますのは、生徒一人当たり〇・八坪であつたかと思ひます。地方債につきましましては一・二六坪を採用しておるわけでございす。交付税につきましても将来をこまめて持つていくようにしたい、こういう気持ちでおるわけでございす。

○佐野委員 かしながら、現在における地方の行政水準ですか、あるいは行政の施設の内容が、やはり非常に地域的な格差を見せていることは現実の事態だろうと思ひます。そういう実態を通じて、一体どうこの水準を高めていくか。こういう点に対しては、大蔵大臣が参られたらお聞きしたいと思つたのですけれども、大臣としては、地方税と交付税と国庫支出金、この三つをもつて調整して参りたい、こ

料を一体持つておられるのですか、どうですか。

ためにどれだけのものが必要であるか、どれだけの施設を拡充していかなければならないか、こういうものを皆さんの方が持つておられなければならぬのではないか、持つべきではないか、こういうことをお聞きしておるわけです。

○奥野政府委員　たとえば校舎の施設整備であります、御承知のように三十三年来すし詰め教室解消五カ年計画を立てたわけでございます。それを解消して後に、その上にさらに特別教室その他の充実の問題が起こってくるだろうと思います。道路整備五カ年計画につきましては、今回改定が行なわれただけでございますが、そういうものものを別にして、地方団体だけで言いますと、たとえば下水道の整備計画があるわけでございます。下水道につきましても、一応十年間に市街地の何%まで整備するかというような案を持ちまして、交付税の計算をいたしておるわけでございます。その場合に耐用の基礎に算入いたしております金額は、御承知だと思えますけれども、償却費の計算の仕方をしておるわけでございます。今それをすぐ建設するというものではなしに、それを建設した場合に、何年間その施設を使っているか、その年数で割ったものを耐用の基礎の中に算入いたしておるわけでございます。どちらかといいますと、地方財政上の需要額を動態的に把握しているのではない

くて、靜態的に把握しているわけでございます。従ひまして、恒久的にはそれだけの施設ができるというよりな計算のもとに、長期計画のできますものについては長期計画に基づいた所要額を地方財政計画なりあるいは交付税

の配分計画に算入いたしておるわけでございます。従いまして今施設の非常におくれているところ、そういうところは、たとえば四十年間使っているものでありますと、毎年四十分の一ずつの財源しか見込まれておらないわけでございますけれども、今直ちにそれだけの施設ができるだけの財源は見込まれていない、こういうことになつてしまふわけでございますので、交付税制度のもとにおいても、一挙に格差がなくなつてしまふという事は不可能な状態であるわけでありまして、地方財源が十分でございますれば、静態的な把握の仕方をしないで、動態的な把握の仕方をすればよろしいと思つたのでありますけれども、そこまではちよつと無理じゃないか、こう思つておるわけでございます。そうしますと、国と地方の財源配分というものが、国と地方の任務から見た場合に、地方団体の方が非常に不足しているのかどうか、こういう問題になつてくると思ふのでございます。そういう観点から見ると、昭和三十三年度の国民総租税負担の配分、どこでどう使うかという面を見て参りますと、地方団体の使つた部分が六二%を占める計画になつておるわけでございます。そうしますと、地方団体の使つた部分が必要と少ない過剰のものではないかと思ひます。この中には地方税もあれば、国庫支出金もあれば、地方交付税もあるわけでございます。さらに国民の総租税負担が今のままでいいか悪いか、こういうような議論にまで発展していくわけでございます。おつしやいますように、一応持てるも

のから長期的な計画を持つて参つておるわけでございますけれども、それを地方財政計画なり、地方交付税なりに反映させます場合には、減価償却費相当額を個々の地方団体に保障していくというふうな考え方のもとに計画を立てておるわけでございますので、一挙に格差がなくなつてしまふというわけにはなかなかいかない。しかし、将来におきましては格差がなくなつていくような建前のもとに、こういうような作業をしているというのを御了解いただきたいと思います。

○佐野委員 私のお聞きしたいのは、そういう点もあるのですけれども、もつと根本的に本来の地方自治団体としてやらねばならない、住民の福祉のために必要な施設なり、あるいはそのための財源配分というものがはたして合理的であるのかどうか、こういう点に対して皆さんの現状の把握が大切じゃないか。そういうことをもう少ししっかりとっておかなければ、結局やはり大蔵大臣の言われる財源調整として国庫支出金があるのだ、いわゆる国庫支出金が一つまたのさばつて参る。しかもそれは前回の質疑のときに申し述べましたように、昭和三十四年が八百三十幾つの項目に分かれて、三十五年度は八百八十一、ことしもまた三十幾つかふえて参る。預託金を含めると、一千四百もの支出になつて参る。そういうふうな、各官庁の中においてセクショナリズムもあるでしょう。また、中央集権的にそういうものが地方に押しつけられて参るというところの中から、やはり地方における自治権というものがそこにおいて侵害をされてきているわけですし、それがはた

して地方の実情に合っているかどうか。補助金の内容を見て参りまして、実にもいろいろな問題点を含んでいられるところのようです。それと、今日のように国が高度経済成長計画を立てるためにあらゆる面において統制をやつていく、たとえば公共投資にいたしましても、あるいは公共企業体に対する投資にいたしましても、やはり投資効果というものを中心にしてねらわれていると思ふのです。そうしなれば高度経済成長あるいは所得倍増というものを達成することはでき得ないわけですね。そうすると、経済生産効果というものを重点としたいろいろな施策が進められて参ると、それに地方自治団体は従属していかねばならぬ、こういう形になつてくると思ふのです。そのことは皆さんが資料として提出になつておる歳出の構成を見て参ると、明らかに参つておるのだと思ふ。ですから、地方における自主的な財源なり自主的な余剰というものはほとんど締められてしまつておる。しかもそれは国の施策なり国の方針に地方自治団体が隷属していかねばならない。しかもその施策は生産効果を中心として進められて参つておる。そうじゃなかつたら九割の経済成長の達成は不可能だ。そのことが一体地方の自治体にとりい影響を与えて参るかというところに結局なつてくるであらうと思ふのです。その結果として、いわゆる東京都の場合は交通が麻痺する、工場ができて地盤沈下が起きる、あるいは用水が不足する、住宅が不足する、学校が不足する。そこに公共企業体からの投資をやらなくちゃならない。あるいはまた皆さんの一般会

計の中からもこれを埋めていかなければ、現実には麻痺しておる交通機関はどうするんだ、こういう形に追われていくのが現状じゃないかと思ふ。そうじゃなくて、地方自治体の現状はこうなんだ、こういうところが現在の状態なんだ、だから将来はこうあるべきなんだというのを明確にして、その地方の住民の目的を達成して、その幸福のために政治をやつていく、そのためのためにどうすることが必要なのか、これを中心にしてやるべきである、その中で地方の現状を高めていくということ、国の方針というものが参らなければならぬ、この二つの調和をはかつて参らなければならない。平衡交付金の場合に、おそれるいろいろな弊害もあるかもしれないけれども、そういう意味で地方の政治なり民主主義を育成するためには、そういう方法をとることがシャープな告においても強く勧告されて出た参つたと思ふのです。ところが現在の場合には、交付税に変わつて参りますと、平衡交付金の趣旨は理念としては生かされておる。しかし実際的には国に隷属して参らなければならぬ。こういうところに追いつめられてくる。いろいろに、行政の二重構造あるいはいろいろな諸問題が今日出てきておるのではないか。その上にたえば予算折衝の場合におきまして、もう地方財政は二・八・五%でいいんだ、そのあてがい扶持内において何とかつづまを合わしていけばいいんじゃないか。そこで国庫支出金その他をもつて流れ込んでくるいろいろな国の施策を、地方自治体はいかに組み入れていくか、これしか

残されていないというものが現状ではないか。そういう意味において、地方交付税に対する考え方をもう少しはっきり持たれることが必要ではないかという工合に私考えるのですけれども、この点いかがですか。

○安井国務大臣 お話のように平衡交付金にいたしましても、それは確かに平衡交付金にすれば觀念上そういう一つ一つの積み上げ計算ができる。そうすると、これだけのものが要るのだという計算ができるかもしれないが、いわゆる隷属といふ意味に、国から財源をとつてくるという意味におきましては、むしろその場合に一種の力関係というか、そのときの国の財政全体の問題に制約されるということが多いのであります。これは交付金制度にしておけばそういうものが必ずしも満足にいくというふうには私考えられないと思ふのであります。今も財政局長が申し上げましたように、国の仕事にしましても、その大部分のものは結局地方自治体で消化されておる問題なのでございます。そのこと自身が地方の全体の行政水準を上げること、役立っている問題でありますので、一がに交付金制度ならばそういう計算ができるというふうにも、あるいはそれが合理的に行なわれるというふうにも考えられないと思ひます。ただ佐野さんのおつしやいます、それにしてもこの地方団体が自主性を持つて、長期的なあるべき姿というものを、もう少し計算的に努力して考えてはどうかという御注意に對しましては、私もできる限り考えてやらなければならぬまいという感じは確かにいたします。ただそれがいろいろな国の財政と

の關係、地方団体自体の相違、そういうふうなものから画一的な長期計画が非常に立てにくいという状況もあることを御了察願いたいと思うのであります。

○佐野委員　ですから、そういうことになって参りますのも、いわゆる交付税になってから、政府の考え方も非常に変わって参つてしまつたのであります。地方財政計画を国会に提出するといふことも、單なる形式的な、数字を合わせるというだけになつてしまつてゐる。こういうことはシャープ勧告から見るといふん違つてきておるのであります。ですからそういう意味で、たとえば財政計画の中核をなす交付税を決定する場合におきまして、やはり国の予算編成前に平衡交付金の理念を生かして、地方行政水準はどうあるか、そのためにやらなくてはならぬことと、あるいはたとえば財政局長が言われまふように、国、地方を通じて、地方がやつてゐる経費といふものは六二％までになつておるのだ、こういうことを御指摘になりましたけれども、その内容が一体どうなのか、これが一番問題だらうと思ひます。全体として六二％なのだが、これは一体どういふ形をもつて自治団体に流されて参つておるかといふことも一つの大きな問題だらうと思ひます。そのためには零細な補助金といふものは要らぬじやないか、それには国がみずから持つておるのじやなくて、地方団体に自主財源として与へるべきだ、こういうこともやはり主張できると思ひます。しかも行政水準はこうだ、そういうことにおいて政府の所得増進計画の中でもし間違つてゐるものがあるとするならば、

あるいはこういう地方におけるいろいろな格差を拡大するのだといふことになれば、そういう中からチェックすることもできるのじやないか。あるいは資本家たちが四大工業地帯及びベルト地帯に工場を集中して参るために、地方行政なり地方財政がしりぬぐいにつかまわされてしまつて、現実的にはベルト地帯の中にこれ以上工場を設けることはできないのじやないか、こういう地方の実態を明らかにして、コントロールしていくこともできるのじやないか。そういう角度から地方自治体がやはり自主的に運営できる——交付税の意義の中にもそのことが明確に規定しておるわけですから。しかも単位費用に対する定義も明確になつてゐる。この趣旨からいけば、どうしても国家予算編成前に地方におけるところの計画が作られなくちゃならぬ。そういう中において、それは地方がやるよりも国がやつた方がよい、こういうものが公共事業なんかの場合にはあるだらうと思ひます。それは国がやればよいのだらうと思ひます。そういう中から地方の行政水準がどう高まつていくか、そのためにはやはり国なり、いろいろ経済力の発達のために大きく支配されてくるでしうけれども、そういう中にある見込まれるものは一体どうか、こういう形で交付税の率を變更する。あるいはそれに基づいて、そういう問題に対して現行法律ではどうしても不可能な場合においては、ちゃんと交付税制度なり財政制度なりの変更ができるのだ、こういう保障をやつておるのだと思ひます。それをやうじやなくて、国家予算の編成が終つてから地方財政といふものは組み

立てられてくる。だから国の施策を受け入れられるのが地方公共団体だ、こういうところが逆になつてしまつておるのじやないかといふことも、こういういろいろな原因をチェックすることのでき得ない一つの問題点じやないか、こういう工合に考えるのですけれども、この点はどうか。

○安井国務大臣　これは同じような御議論にならうかと思ひますが、やはり地方団体独自の積み上げをやつて、それに対して国からの平衡交付金を出させるという建前にやつた方がより合理的じやないか、シャープ勧告もそういうことじやなかつたか、こういうことをお聞きだらうと思ひます。シャープ勧告そのものが、当時シャープが考へておつたようなものが全面的に今までに残つておると私も思ひます。せんし、またあの勧告自体にすら、当時からもうすでに非常に修正を要した問題もたくさんあつたと思ひます。それから交付税でお仕着せのようになつてしまふじやないかといふ点があります。それが地方の財政といふことも国の財政と相關關係を持つてやつていくわけでありまして、ことに今のような地方財政全体が独立した財源の少ないとき、国の財政全般の動きに關連なしにやつていくわけには参らぬと思ひます。その意味では、むしろ国の財政が非常に伸びる際に自動的に地方財源が伸びていく。それによつて従来やつておつたものよりも、さらに相当進んだ行政水準の維持ができる、あるいは格上げができるという状況になるとすれば、必ずしも前の平衡交付金制度よりは今の制度が悪いといふふうには一がいに言えない。今のような状況ですと、

その反対で、むしろ地方が自主性を持つていろいろな切り盛りをやつていくという方がよりやりやすいのじやないかといふふうにも思つております。

○佐野委員　先般国連の調査団の一人として日本に参つたポール・コーリーパイアン、この人が、日本の今日における都市の問題、地方自治体の問題に対する報告書を出しておるのをお読みになつたことがありませんか。

○安井国務大臣　残念ながら私まだ読んでおりません。

○佐野委員　この報告を見て参りました。やはりシャープ勧告と同じようなことを指摘しておられるのじやないかと思ひます。公共投資なりあるいは企業に対する財政投資というものは日本の場合異常だといふことを指摘して、そのためにいろいろと国際収支の悪化を來したり、あるいはそのために企業に減税をやらなければならぬ、こういうむだなことをやつてゐる。それによつて、地方財政に力を与へることによつて、その分で教育なりあるいはまた健康なりいろいろな点が実施されていくんじゃないか。こういう点はシャープさんも、国連の調査団で來られた人たちも、同じようなことを指摘されておると思ひます。そういうことが日本においてでき得ない、少なくとも経済高度成長計画なり、所得増進計画の中に、そういういろいろな政策、政治の方針を数字の上において、非常に厳密な計算が行なわれてきておるわけですが、このことが地方自治体にとって非常に不幸な状態を呼び起こしておるのじやないか、私たちはこのように考えるわけなんです。だから現在におけるところの中央集権的な傾向が強まつて参ることを防ぐことができ得ない。と同時に、地方の固有の仕事といふものが狭められてくる、これも防ぐことができ得ない。すべて国のそういう形に隷屬して参らなければならぬといふこと、これは何としてもチェックしていかなければ、日本の民主主義なり地方政治といふものが破壊されていくのではないか、そのことが地域格差なり、住民の中にあるところのいろいろな格差といふものを是正していくことを措置することもでき得ないのではないか、そういう意味においていろいろと御意見をお伺ひいたしましたわけなんです。

この問題はこの程度にいたしました。一つ角度を変へまして、今度の交付税が九百億円ですか増額になつたことを通じて、一体どのような配分——今傾斜配分を考へておられるそうですが、どのような配分をするか、試算したものを持つておると思ひますが、その内容を伺ひたいと思ひます。

○安井国務大臣　具体的には財政局長からお答えいたすと思ひますが、今度の九百億という財源、実質上は六百六十億でございます。その増加、それから地方税の地方財源の増加といふものを総合的に考慮しまして、でき得る限り地方で、公共事業費でいえば単独でやり得る余地を残し、あるいは従来の単価計算等で非常に不合理になつておる面はそれを埋めていく。さらに低開発地域におけるいろいろな財政需要の計算の割増しをしていくといふふうなことによつて、今度の財源配分は相当修正もされておると思つております。

○奥野政府委員　基準財政需要額をど

から現在におけるところの中央集権的な傾向が強まつて参ることを防ぐことができ得ない。と同時に、地方の固有の仕事といふものが狭められてくる、これも防ぐことができ得ない。すべて国のそういう形に隷屬して参らなければならぬといふこと、これは何としてもチェックしていかなければ、日本の民主主義なり地方政治といふものが破壊されていくのではないか、そのことが地域格差なり、住民の中にあるところのいろいろな格差といふものを是正していくことを措置することもでき得ないのではないか、そういう意味においていろいろと御意見をお伺ひいたしましたわけなんです。

になると、地価が相当に上がって参ります。そうすると、そういう仕事を一般の納税者だけの負担でまかなうことがはたして公平であるかどうか。それらの施設によって地価が値上がりしてくる。その恩恵を一部の土地所有者だけに占有させていくことはたして公平であるかどうかという事は疑問があるものであります。やはり、そういう場合には、受益者負担金を出しても、らった方がよいのだという事を当該団体が希望する場合には、それは適當でないのだという事は適當でないような気がいたします。やはり土地の所有者にある程度の負担を求めるといふことを当該団体が可とすれば、それはそのままそういうような措置をとらせるべきではないか、こう思っております。

○木田委員 あなたの議論がその根柢から間違つて、とんでもないものだと思います。思っているわけではないのです。それはなるほどよく知つていらつしやる奥野さんのことだから、まず過半数信用してよろしいと思ひますが、現在一番困るのは、道路が舗装される場合に、その周辺の受益者負担をかけられる人たちの負担金の問題、これはやはり非常に困るのです。場合によつてはいろいろな名前をつけられて、坪当たり舗装費何千円取られていくところがある。場合によつては万という単位のところさえあると聞いております。はたしてそれが真実であるかどうかかわかりませんが、それは便利になるから、石が飛ばなくなるから、ガラスが破れなくなるから、泥はねがなくなるから出していいだろうということのみなしんぼろして出している。そうすると、

ガソリン税とか軽油引取税の増税を出しているが、それはおかしいじゃないですか。その他目的税なども、それがいかにあつても、それが少ないのか、その使い方が悪いのか、地方住民は税外負担と同じような非常に大きな負担金とか寄付金をもつて困窮に協力し、地方自治の確立に協力しているわけですから、今の下水の話ですが、下水をやれば、その土地の値段が上がるという事になれば、道路を上げれば、その土地の値段が上がる、あるいはその道路を舗装すれば、やはり同じようにその土地の値段が上がるということになる、受益者負担ということになります。こまではつきり確立をいたしますと、将来もう地方の住民というものは天井なしの負担をせられるような結果になる。それをどこで押えるかというものが、あなたたち、われわれの任務ではないか。それはなるほどあるのだ、あろうけれども、仕方がないかも知れませんが、せいぜいこのことではないでしょうか。そういうことなら、みんなもうかった人だけが出世ばいいのだから、あまりわれわれが税法を熱心に審議しなければならぬ必要はなくなつてきてしまふ。その点どうですか。

○奥野政府委員 御指摘になりましたように、ただ道路を舗装したからすぐに受益者負担金を徴収するのだとか、こつちう行き方は私たちが適當でない、こつちう考えております。その点につきましては、原則的には御指摘になつた通りだと考へておるのでございませう。ただ特定の事業につきまして、限られた一部の人が特に多大の恩恵を受ける、しかも経済的な利益を受けて

いく。そういう場合には、その一部の人たちに別途ある程度の受益者負担金を出してもよろし、そのことの方が全体的に公平だという場合もあるわけでございます。その中で、受益者負担制度を全面的に否定するような考え方は適當ではない、こつちういう気持でおるわけでございます。もとより、こつちういう意味でおつちうしているわけではないと思ひますけれども、受益者負担金を徴収した方が公平の原則に合致するという場合も、先ほどおあげになつた中にはある、かように考へておるわけでありませう。

○木田委員 念のためにもう一つお伺いしておきますが、しからば道路の、県道、市町村道の舗装というのが、最近これはなかなかやつてもうえなないために、非常に問題になつて、半額くらい出しておるところもたくさんあるのですが、こつちういふものの舗装に対しては受益者負担を出す。これはあなたの方としては必要悪——必要悪じゃない、これは一つの趨勢として必然のものだといふお考えですか、それともこれはなるべく将来やめていくようにしたいといふお考えなのか、どちらでございませう。

○奥野政府委員 従来府県はそういう仕事をします場合に、一部の経費を市町村に持たしておつたわけでございます。市町村はまた住民に転嫁していたといふことがあつたかと思ひます。昨年の地方財政法の改正におきまして、御承知のように、府県が市町村に負担を転嫁することを禁止した項目の中に、国道の改修に要する経費を原則として市町村に転嫁してはならない、こつちう書いたわけでございます。従いまして、こつちういふものが排除されてくるだろうと思ひますし、そうなつて参りますと、自然住民への転嫁もなくなつてくるだろうと思ひます。原則といたしまして、今申し上げましたように、舗装したからすぐにそれが別途道路の住民の負担転嫁になるというふうな傾向は、あつちう限り避けさせるように努力していきたいといふ考え方を持っております。

○二宮委員 関連。ただいまの地方交付税の配分の場合の給与に該当すべき七百四十億という金額は、昨年の特別国会における二百四十億の平年度化されたものだ、こつちう解釈していいのですか。

○奥野政府委員 その通りでございます。ただ比較は三十五年度の当初と三十六年度との比較で申し上げております。

○二宮委員 大蔵大臣が見えましたが、簡単に申し上げますが、それでは三十三年度の七月における地方公務員の給与実態の調査というものが、実は実施をされておるわけなんです。これの実態については、自治省の方は十分に把握されておりますか、どうですか。

○奥野政府委員 そういふ計算に基づきまして、交付税法の単位費用の基礎になります給与単価を定めておるわけでございます。

○二宮委員 この問題は、先般もいわゆる健全財政といふものの中の一項目として、給与の問題はいわゆる国家公務員あるいは他の地方公共団体、民間給与、それから生計費、こつちういふものを比較して定めなければならぬといふ地方公務員法の二十四条の規定に基づいて考へてみますと、実態とは

まだそれが非常にかけ離れているといふ事実を私は持つておるわけでありませう。従つて、昨年度の二百四十億を平年度化して本年度七百四十億というものを配分するといふだけでは、こつちういふ法律を守つていく立場から財政的に不足するのじゃないかといふふうに私は考へておりますが、その点どうですか。

○奥野政府委員 三十三年度の調査に基づきまして、地方公務員が国家公務員であるとするれば、その学歴、勤続年数から見まして幾らの給与を受けるべきであるか、こつちういふ計算に基づきまして額を基礎として基準財政需要額を算定することにしておるわけでございます。この姿がいいか悪いかわかりませんが、こつちういふことは議論があつちうかと思ひますけれども、国家公務員ベースに基づく地方公務員のあるべき給与額、こつちういふことで算定することにしておるわけでございます。

○二宮委員 少し私の質問が間違つてとられていふように思ひますが、この調査に基づいて三十五年四月一日に自治庁から地方の自治体に対して通達が出されておるわけでありませう。こつちういふことは、三十三年度七月における実態調査と、あるべき姿の給与体系との間に非常に差異がある、だからその間の差異を十分に実際の姿で是正すべきである、こつちういふ意味の通達が出されておるはずなんです。従つて、私の要望いたしたい、あなたの御答弁として御期待を申し上げたいことは、昨年の二百四十億円といふものの平年度化したものが七百四十億というものの平年度化して、七百四十億プラス・アルファといふものが、実はその当時の通達なり

○石原政府委員 さようでございませう。

討いたしまして、これは自治省並びに企画庁と御相談をいたしまして、やはり幅はあまり広くないで、むしろ深さを深めるべきじゃないかということであります。従いまして開発促進というところに相当な影響力を持ちます程度の規模をもちまして、たとえて申しますれば、先ほどもお話がございましたように、維持、補修に關しますもの、關係、あるいは小規模のもの、局部改

今度のチリ津波の問題にいたしまして
も、非常に一つ一つの事業規模は小さ
い、ところが総額にすると相当な額に
なる。そういう場合、やはり地方
財政に与える影響というものは非常に
きつくなって参りまして、ほんとうに
後進地域開発というこの法律の趣旨に
合致しない点が出てきはせぬかとい
ふふうに考えられるわけでありますが、
その点いかがでございますか。

○石原政府委員　先ほど申し上げましたように、一つの限界を、事業規模あるいは開発の効果というようなところに置きまして、おおむねの目安を一億見当ということに考えておるのであります。御承知のように、中小河川は大体八千万ないし一億以上であります。小規模河川ということに相なりきすと、大体が一億未満ということになりますので、全体の、先ほど来考

そこまで手が届くに越したことはない
と思いますが、しかし問題は、地域格
差の解消とかいうような問題とからん
で後進県の開発について特別の措置を
とろうとする以上は、その後進県の中
で重要でかつ相当大規模なものを急速
に開発するということがやはり中心の
課題になると思います。私どもは、そ
れを中心にこの法律の運営をやってい
くという方にむしろ意義があるという

ふうに考えますので、まずその大筋から始めていくことが必要であらう、この際は小規模事業は一応対象からはずすことが適当じゃないかというのが私どもの結論でございました。これはやればやるに越したことはないと思っておりますが、この法案の趣旨、目標は、やはり相当規模の大きいものについて国が特別の措置をとって後進地の開発をやるのがいい、私はそう思っております。

○農務委員 結局面議席請を欠く。

せっかく出したこの後進地域開発特別法がわずか二億や三億の金でもって、わが党が公約いたしました地域格差是正というのと真正面から取り組んでこようという法律案を出したにもかかわらず、わずかの金で満足を与え得ないというところは、これは大蔵大臣にもう一度よく考えていただきたい。こういう点が至るところにあるわけでございます。地方税の中で申しますと、農業の専従者控除、減税々と大きな声を出して千億を下らない減税をやるのだと言っておつて、百姓一人々々に当たって見ますと、みんな増税になつてゐるのです。こういう事態は大蔵大臣もよく考へて、また大蔵省の事務官、主計局長も主計官もおそらく農家に對して農家の声を直接聞いたことはいないのじゃないかと思つて、そのくらの気持で進めてこそ、初めてきめのことまかい政治と言ふのじゃないかと思つてあります。再度大蔵大臣にお伺い申し上げますが、この事業規模を、一億を五千万円に広げる御意思が、おありかどうか、お答えいただきたい。

○水田國務大臣 そういふ意味なら、

五千万と言わず三千万でもけっこうだと思つて、それが、そうじゃないので、やはりこういう制度をしなくては、一応どこから出発するかというところが問題で、私どもとしては無制限にやるのではないので、この辺に基準を置いていくのが、従来のいろいろな他の措置との均衡から見ても妥当ではなからうかということを出発したわけでございます。私どもはとにかくこの辺でやらせてもらいたいと思つております。

農民の今のお話でしたが、これはちよつとおかしいことで、実際に今度の減税を見ても、御承知の通り国税で見たら、去年までは農家が四十一万戸国税を払つてゐることは確かでございます。が、これは、今度の減税によつて十三万戸前後しか農家は国税を払いませんし、金額も、全農家が支払う金額は、一兆何千億の税金のうちで七億ということになつて、農家の減税はもうけつて、これ以上はというぐらゐのところまで来ているのじゃないかと私は思つてゐます。ですから、百姓が税金が高くなつたという不平は私はおそらくないだらうと思ひます。○農務委員 農家の所得税を納めてゐる者が今度の減税で十三万戸になり、ほかの五百八十万戸は所得税を納めてゐない。確かにその通りになります。しかし農家の固定資産税は三十六年度はぐつと上がります。住民税も減税にはなりません。そうしますと、農家の感じ方としては、税金というものは、地方税であらうが国税であらうが保険税であらうが、取られるものは税金として一緒に考へてゐるわけですから、新聞やラジオやテレビでとにかく減税減税と、私どもも叫んで参つたわけ

ありますが、一人々々の農家の感觸としては、われわれだけは減税を受けていないのだ。じゃ減税の余地はないのかというところになりますと、農業の専従者控除、住民税なんかではもつとあたたかい気持でやつてやつていいのではないかと感じを私どもは持つてゐるわけでは、そのところを申し上げたわけ、農家が事業税を納めておられないとか、所得税を納めておられないとか、納められないのです。納めたくたつて納められないのが現在の農家なのであります。この農家に對して大蔵大臣が、所得税も取つていないのだからという今のようなお考えを持つていたで、これは、私はほんとに愛情がない考へ方ではないかというふうに考へるわけでございます。この点もよくほんとに農家の側に立つて一度お考へいただきたい、かように思ひわけでございます。

税金問題はそれくらいいたしますが、何回も申し上げますが、後進地域開発にこのようなたたかき気持を持つて政府がせつかつ法案を出されたにもかかわらず、政令事項のほんとうにわづか二、三億の金によつて、またこのことを実施することによつてほかにするずと伸びていくという可能性をあるならいざ知らず、この二、三のことを断行することによつてうまく話し合ひがつくというような段階にあるわけなのでございますから、そういう点を十分御考慮になつて、まだ決定をされてないようでありますから十分御検討いただいて、それでなくとも非常に苦しい運営をしております地方自治体の財政を確立するために、一段の御尽力を賜るよう希望いたします。

私の質問を終わりたいと思ひます。○濱田委員長 前田君、関連質問がありますか。○前田(義)委員 先ほど農務委員の質問に對して大蔵大臣は、事業の範圍につきまして狭く深くという言葉で今後事業の狭き深きというものを規定づけられたわけでありまして、先ほどからお話を承つておりますと、主計局長の御答弁等におきましては狭く浅くという印象を受けるのです。ということ、狭く深くということになりますと、後進地域に對してのお考えといふものは、まず大きな開発目的の達成でございまして、まず大きいところをやる。それからさらに深く、後進地といふし、それからさらに後進地を開発する。そういう方面に及んでいくのだというふうな印象を受けるわけです。私ども考へますに、大きなところの開発を促進させるというところは、もちろん必要でございますけれども、そういうところの重点が向けられて、さらに狭い低開発地域の促進をはからないというところになりますと、いつまでもたつても地域格差を解消することができぬのじゃないか、大きいところへついていくことができないことになるのじゃないか、こういうふうに思ひます。特に事業につきまして、先ほどいろいろお話しになつておりましたように、まだ決定をされておらぬのでありますけれども、関連災害等につきましては、一億円というふうな限定を設けられておらぬ、あるいはまた林道なんかにおきまして、一号林道がなされるというふうなお話も最初聞いておつたのであります。林道にもやはり二号、三号、四号というふうなもの

があつて、ほんとに低開発地域におきましては、三号、四号というふうな、これは限事業にもなるかも知れませんが、せうけれども、そういうものがほとんどでありまして、一号林道というふうなものはまずまずないということがこの地域でも言ひ得るのではないかと思ひます。また小規模河川等にいたしまして、これは特に低開発地域に多いわけでありまして、その地域の関連災害といふものとか、あるいは河川改良といふものがなされて初めて下流の大きく開発されなければならぬような地域の災害を防止することもできるものであります。小規模河川であるから経済効果、あるいは開発効果が少ないということ、単にそれだけでもって開発指定事業から除くというふうなことはどうもわれわれとしては了解に苦しむ点があるわけでありまして、こういう点について、最初に大蔵大臣も言われましたように、きめのことまかい事業は、大筋は政治できめていくことがその方針であるけれども、さらにまたかゆいところに手の届くような政治をすることも一番大切だ、そういう意味におけるところのいわゆるきめのことまかいという意味だらうと思ひます。また今度の後進地域の公共事業の特例法にいたしまして、やはり狭く深いところをねらつて、その事業に對する配慮をせられるということが好ましいことではないかと思ひます。深く申し上げませんけれども、これに對して一つ大蔵大臣のお考へをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○石原政府委員 広く浅くとか狭く深くという言葉はなかなか抽象的だといひ返しでございますので、あるいは誤解

を生ずるかと思うのでございますが、先ほど来申し上げておりますのは、事業の開発効果、格差解消ということであり、非常に限局せられた地域の問題というよりは、後進地域につきまして、やはりその事業が格差解消という点に一番力があるのじゃないか。従いまして、今回特に補助率のかさ上げをいたしまして、後進地域の開発をねらいます場合に、やはり事業は重点的にやるべきだということだと思ふのであります。その意味におきまして事業を拾つておるわけでありまして、しかしながら、それじゃ非常に大きな事業を拾つたんじゃないかという、そういうことはございませんで、ただいま御指摘のありましたような林道等につきましても、一号林道のみならず、二号林道まで拾つておるということでございます。三号、四号ということになりました。これは組合の個々の経営になりますので、府県を主体といたします仕事に事業の対象を限定いたしておりますので、三号、四号は入らないということになります。全体として見まして、先ほど来申し上げておりますように、従来の指定事業に對しまして約九割、従来御承知のような東北開発促進、あるいは九州開発促進というように、重要事業ということが開発促進の意味で指定されたわけでありまして、これが七割見当でございます。それに比しますと、狭くと申しましても相当に幅は広がっておりますということでございまして、必要であります開発促進事業というものはこれをもちまして大体終わらしむるというふうに考えております。

○前田(義)委員 もう一度お尋ねいたしますが、一億円という、関連とか、砂防関係あるいは農業関係、道路の關係、そういういろいろなものがあると思ひますが、そういうもので一体深く救済されていくかどうかということ、これはなかなか問題だと思ふ。その金額に對してそれぞれの事業がどれくらいできるか、その該当する事業がどういふふうになつていくかということになります。これは相当問題だと思ふ。そういう点は十分御配慮になつて一億という限定はせられたらどうかと思ひますけれども、しかし、おそれ一億という限定をせられます場合には、個所別に見まして非常に限定される。ほとんど適用がないようなことになつてくるのじゃないかと思はれるわけですが、そういう点についての御配慮になつておる点と主計局長にお尋ねしたいと思ふ。

○石原政府委員 一億円ということで見ましたのは、たとへばただいまお話のございました海岸の場合について申しますと、たびたび申し上げておりますが、大ざっぱにみれば一億ということではございませんで、海岸の助成の關係あるいは災害関連の關係といふものが一億、河川につきましては、大体それが一億というものと表裏いたしますが、先ほど来申し上げておりますように、中小河川というところにつけて、小規模河川は除くという行き方で、大体海岸の關係について見ますと六八割、約七割見当のものがカバーできます。それ以外に治山の方の關係が大体六割ないし七割、治山砂防につきまして適用河川を拾つておりますが、この場合におきましても大体治山砂防

の補助事業の六割ないし七割というものがカバーできるところを見ておるのであります。必ずしも六割、七割というものを頭に置いておるのではございませんで、それで一律にやつたわけではございませんで、全体といたしましては、先ほど申し上げたように指定事業の八割七、八分というところでやつておりますし、各個の場合におきましても相当高い割合をカバーできるところを見まして、事柄の内容と照らし合わせて、おおむねの場合には事業の種目ももちましてきめ、海岸ないし災害関連という場合におきましては金額で定める、こういうようなやり方です。

○濱田委員 川村君。

○川村(總)委員 大蔵大臣においでいただきまして、いろいろ御意見を伺ひたいと思ひますけれども、そうたくさん時間をいただくわけに参りませんし、私に割り当てられた時間は三十分程度でございまして、ほんの一言大臣及び大蔵当局にお聞きしておきたいと思ひます。

今、私たちの委員会に地方財政法の一部を改正する法律案というのがかつております。これだけを見れば別に何でも法律であります。地方財政法の第五條の五の次に五條の六といふのを追加する、つまり地方債証券の共同発行を規定しているという、これだけの法律でございまして、別に何でもございませんで、この法律が出ておるその原因は、大蔵委員会に付託されております大阪港及び堺港並びにその臨海地域の整備のため発行される外貨地方債証券に關する特別措置法案、これに關係があるものと私は思つて

おります。これが出ておりますからこの地方財政法の一部を改正しなければならぬということになつてきておると思ひます。そこでこの審議を進める上において、大蔵委員会に付託されております大阪港及び堺港並びにその臨海地域の整備のため発行される外貨地方債証券に關する特別措置法案について、少しお聞かせおきたいと思ひます。わけあります。実はわれわれは、こういう金のことになりまして全然わかりませんから、きょうは一つ勉強を教えてもらつてもいい、少し丁寧な御説明をいただきたいと思ひます。

この大阪港及び堺港の關係の特別措置法の立法の理由は、この法案に書いてありますから大体私も予測がつきますが、その法案の内容につきましても、特に大阪港及び堺港のこの法案を外貨地方債をもつてやらねばならないというところになつておるその事業対象の概要をば、まずあなたが聞かしていただくたいと思ひます。

○水田国務大臣 大体大阪港及び堺港の全体計画は千四百億圓くらいかかるといふことになつております。そのうちで起債の對象計画は七百七十億圓、その七百七十億圓のうちで実際に起債を必要とするのは今のところ三百五十八億圓といふ金額になつております。この三百五十八億圓を外債としてドイツに求めるという方針がございまして、そのための措置を当委員会にもお願いするし大蔵委員会にもお願いしているといふことでございます。大阪府、市はかねてから外債によつてこの仕事をしたいという意向がございまして、先般アデナウアー首相が日本へ来られましたときにそういう話が出

ましたから、向こうでそういう計画についての応援なら一応考えようという程度のお話だったとさうでございますが、その後、この問題についてドイツは応ずる用意ありという返答をいただきましたので、それではわれわれとしてこの際ドイツからの外債によつて計画を実現しようというのがいきさつでございます。

○川村(總)委員 事業に對して三百五十八億程度の外債債を起さそう、もちろんそうなりますと、その債務については政府が保証をするわけでございます。よろね。

○水田国務大臣 ドイツにおきましては、初めての事例であるといふこと、また日本側でも今までドイツに外債を募つたといふこともございませんで、両方の国におきまして初めての問題でございます。従つて先方においてはぜひ政府の保証をほしいといふ申し出でございまして、私も今も政府として地方債について保証した事例もございまして、この際政府保証することは適當だといふことを認めたので、保証するつもりで、本案を当該委員会にお願いしているといふことでございます。

○川村(總)委員 総額三百五十八億圓と申しますと、ドルにすると大体一億ドルになりますね。これはドイツのマルクでやろうといふ話でございまして、これはおそろしく契約ができてみなければわからぬのじゃないかと思ひますが、ございまして、一体今考えられる発行条件といふのはどういふ予測でございませうか。

○水田国務大臣 さしあたり本年度向こうで応じられる額は約一億マルクと

いうことになっております。それで条件は、御承知の通り今ドイツの金利は若干高いときでございますが、近くドイツも金利引き下げをやるという方針を持っていますのでございますし、今すぐではいい条件にならないので、もう少し時期を見て、条件がよくなったときに具体的に取組みをしたいというところでございますので、私どももドイツの条件が近く今よりよくなると予想しておりますので、そのときにおいて具体的な交渉をするつもりでございます。現在この条件については一切まだきまつておりません。

○川村(總)委員 もろろん、われわれこういう関係に全然無関心といいたししょうか、よく事情がわからぬ者が考へても、契約もできておりませんから、はつきりしないと思ひますけれども、それを契約しようと思へば、大体皆さん方の専門家の立場からいって、ドイツの金融市場が一体どういう傾向になつてゐるか、どれくらいの利回りで契約できるのか、どれくらいの利回りで契約したらば、こういうような外債を発行してもよろしいというふうな見通しがおありだと私は思ひますが、たとへば支払い償還期限というものは何年ぐらい考へていけばいいのか、現在ドイツと契約を結べば利回り一体どれくらいでやつていけるのか、その辺のところは当然考へておいていただかなければならぬことではないかと思ひますが、どうでございますか。

○西原政府委員 外債が具体的にドイツで発行になります場合は、そのときの金融情勢によることでございますので、ただいま大臣からお答え申し上げましたように、そのときの事情による

ということでございます。最近ドイツで行なわれましたドイツ連邦鉄道債、これは本年二月に発行されたものでございまして、この金額は二億五千万マルク、表面の利率が六分、発行価額が九十九マルク、償還期限が十二年でありまして、応募者利回りが六分二厘一毛というところになっております。それから外債といつたしましては一九五九年の十二月に発行された起債がございまして、これはノルウェーのオスロ市の市債でございます、金額が三千万マルク、表面利率は五分五厘、発行価額は九十六マルク、償還期限が十五年、応募者利回りが五分九厘というところになっております。外債と国内債とはやはりいろいろ取り扱いが違ひます。今度の大阪府、市の地方債ということになりますと、日本として初めてのことでございます。割合なじみがな

いということもございまして、政府保証をいたしてもさういふ点のいろいろなハンディキャップがあると思ひますが、結局発行するときのドイツにおける金融情勢いかによつていろいろ見込みもいろいろ変わつてくるかと思ひます。

○川村(總)委員 応募者利回りをかりに六分としていた場合には、これは条件はいい方でございますか、あるいは外債としてはちよつと高いということになりましか、その辺の御見解はいかがでございますか。

○西原政府委員 ただいま申し上げましたように、ことしの三月に発行されましたドイツ連邦鉄道債が大体応募者利回りが六分ちよつとこえております。それから五九年の十二月に発行されましたものが応募者利回り五分九厘

でございます。六分ちよつと下というところでありますから、お話しのようにかりに六分程度で発行されれば、大体適當なところだろうというふうに考へられます。

○川村(總)委員 大臣、私こういうことは全部わかりませんが、あなたは先ほど、ドイツの金利関係は今までは高かつたけれどもだんだん下がつてつたというふうにお話しでございまして、ドイツの今の金融市場の傾向と、それからアメリカのドルの金融市場の傾向、それをちよつと聞かせていただ

○水田國務大臣 ドイツはさつき申しましたように金利を下げようという方向にきてゐるときでございまして、金融市場としてはドイツの市場はあまりよくないときだと私は思つております。

○川村(總)委員 そうなりますと、どうしてそのマルクによつて、しかも地方債を外債によつてやらせねばならぬかということ。それから私たちがこれよくわかりませんが、聞くところによると、アメリカの金利というものはだんだん引き上げられつた。これはおそろしくドル防衛の立場からかもしませんが、そういう話を聞いております。そうすると、そういう傾向がアメリカにおいて強まつていくというところになると、おそろしくドイツも簡単に金利を引き下げることはわれわれし

○西原政府委員 今お話しのようにアメリカの方はドル防衛の関係からむしろ短期の金利は幾らか上げる、しかし

長期の金利はアメリカ自身の経済政策をいたしまして下げる、大体こういう方策を現在とつております。中央銀行の割引歩合でいろいろ国の比較をとつてみますと、大体アメリカが今三分でございまして、イギリスが五分、西ドイツが三分五厘、スイスは割合低くて二分、こういうような関係から、ヨーロッパとアメリカとの間で、ドルその他通貨の相互的な交流というものは非常に激しいわけでありまして、そういうような情勢を見まして、ドイツはむしろ三分五厘を幾らか下げる。イギリスはスターリングの関係が弱いものでございましてからなかなかこれを下げられない立場にあると思ひますが、ドイツの方はむしろ強い方でございますので金利を下げる。金利が下がつて参りますと、今大臣からお話がござい

したように、だんだんとドイツで債券を募集するには都合がよくなる、こういう状況になるだろうというふうに見通されるわけであります。

○濱田委員長 ちよつと申し上げますが、大蔵大臣の申し出がございまして、きょう二時間ぐらいこの委員会に御出席に相なる予定であつたのですが、他のやむを得ない公務のために四時半ぐらいに退席をいたしました。このことではありますから、質疑の通告のあります方は、なるべくその時間内で繰り合せて大蔵大臣に質疑を行なうよう

○川村(總)委員 急いでお聞きします。そうなりますと、ドイツにおいては金利が下がつていく傾向にあれば、あるいは六分程度でやれるかもしれませんが、必ずしもそういう情勢がくるというところはまだはつきりわからない

わけですね。この点はやはり一つの問題ではないかと考へておりますが、六分なら六分で一応契約をして、十二年になりましか、十五年になりましか、あるいは償還期限がついたとして、その場合に、ドイツと日本、あるいは日本とアメリカ、こういうような外債等については、その六分というものはずっと永久にそのまま續いていくものであつた。あるいは、今は六分で契約したけれども、ドイツの方で金利が安くなつたら、五年なら五年、十年なら十年たつてから、五分八厘なら五分八厘というものに契約がえがでるものですか。どうですか。

○西原政府委員 ただいまのお尋ねの点は、もちろん債券の約款はどういうふうにするかといふことによつてきまることが多いと存じますが、大体従来からの債券の約款の通例からいいますと、一応六分というふうにきまっています。六分その償還年限まで續くわけでございます。もし実際の現地の金融情勢等がよくなりまして、さらに低利で借りかへることができることになつて借りかへるといふのが普通のやり方

○川村(總)委員 私、これまでよくわからぬのですけれども、そういうのは契約をする当事者の行為であつて、国際的な一つの条約と申しましか、さういふものは何もないわけですね。聞くところによりますと、レビュ・コンファランスとかレビュ・クロウズとか、すなわち契約再検討というやうな言葉がよく使われているそうですが、こういうものは国際関係の間に条

約的なものとして存在するものではないわけでございますか。

○西原政府委員 今のお話しの通り、こういう債券についてはそういうものはございません。

○川村(總)委員 わかりました。大臣にもう一つお聞きしますけれども、日本経済新聞何か載っておったように聞いておりますが、ドイツの銀行のベルアンという人が日本に来たそうですね。そのときに、こういう話が出たときに、ドイツには外貨の蓄積は十分持っておるけれども、資本としてマルクを出すことには問題がある、こういう話をしたということですか。それは一体何を意味しておるのでございませうか。皆さん方はそれをどう分析しておられるのでございませうか。そういうような情勢のある中に、あえてドイツとこういふ外債——地方債契約をするということが一本何の目的であるのか、ちよつとその辺をお聞かせ願いたい。

○水田国務大臣 私がおいしたのドイツ銀行のデプス總裁でございまして、そのときにそういう問題があるという話は聞かれました。なぜドイツから外債を募集するかという問題ですが、御承知のように日本はまだ今後未開発地域の経済援助ということについていろいろな責任とございますが、義務といたしますか、そういうものも負担しなければいかぬ国であると同時に、まだ外資の導入を日本経済のために必要としているというときでござい

ますので、私も、今までは米國市場において外債の発行その他のことをやっておりますが、さつき申しましたように、米國の金融市場の状況というのは御承知の通りでございまして、

今後米國市場からの資金調達というところはなかなかむずかしい情勢になっておりますので、これにかわる場所があることは私ももとより歓迎すべきことであつて、そういう意味でドイツとの交渉もしておりましたが、今回日本に對して、初めてのことであるが、自分たちはこれに應ずる用意があるということになりましたので、私も喜ばせてこの相談に乗らうというわけでございます。ドイツが——ドイツだけじゃなくて、今後日本の外債というより米國市場が非常に有望となつてくるといふ情勢にあらうと思つて。従つて私も話がかまつるところから進めていくというところは、これは今後日本としても必要な政策だろつと思つております。

○川村(總)委員 大蔵大臣は何かえら

いお急ぎで、退席されるそうですか。大蔵省、自治省にはもう少しあとお聞きしたいと思つて。 こういう地方団体が発行する地方債を外債でやらせねばならぬというよりなことに對して、大臣、私たちどうも納得いかないところがあるんです。こういうことを言つと、また大臣はいろいろ御議論はあると思つてくれども、地方団体の必要な地方債については、できるなら國の金で見つたらどうか、こういう気持ちが強く出てくるわけですね。そうすると、そういう金が國にはない、あるいは國際關係においてやうやうな必要だ、あるいは日本からインドに借款を出すことも必要だといふやうないろいろ御議論があると思つてくれども、大阪等はそれは十分財政力のあるところでありまし

るが、それだけではまだドイツでも信用してないわけでしょう。政府保証がつかなければ、これはやれないことだと思つて。そういうことを考へて参りますと、もしも一つこれを許すといふことになりまして、大阪、堺だけではとどまらないんじゃないか。次にまたその地域が連合してやるかもしれない。聞くところによると、どつかの地域ではもうさつそく幾つか手を握つてこういう運動を始めているとかも聞いております。そういうことを考へていきますと、地方債を外債によつてやるといふことについては、そう簡単に考へるべき問題じゃないんじゃないかと私思つてしやうがないのです。

それと、大臣、一つ大蔵大臣といふ衣を脱いで考へてもらいたいと思つて。それは、私が今申し上げたことであるいは矛盾するかもしれないが、地方団体は今相当大きな地方債をかえ込んできておりました。いつも問題になつておるのです。できるならば、國はそういう國債なんか発行してやつておらぬのですから、地方団体も、こういう地方債なんかでやらなくてもいいやうな財政力があれば、それに越したことはありませんが、現在はそのとはいかない。そういうやうな場合に、できるだけ國からその資金手当てをしてやる。あるいは大阪、堺が港灣の施設等に必要金が必要るときには、何か別途の方法で、あるいは開闢とか何とかそういうところの金を出してやるという方法をとらせることがよくはないか。なぜそう無理やりに、何か先々いろいろ心配のあるやうな外債を無理やりやらなければならぬのか。外國が金持だといへばそれまでかもしませ

んが、こういう点は、われわれ地方の財政運営というのを考へる場合には、どうも一まつこの不安というか、疑問が出てきてしやうがありません。この辺について大蔵大臣の御見解をお聞かせ願いたい。

○水田国務大臣 確かに國がめんどうを見る力を持てば、これは一番いいことだろつと思つておりましたが、その國自身が、東海道線をもつて一本引くという問題についても、御承知のように世界銀行から借款をする。もう少し大きい額を借りたいと長い間交渉しました。が、八千万ドルでようやく話をきめた。さらに道路公団が名神道路を作るにつきました。日本の資金が足りませんので、これも外國から借りてやろつといふことでもやっておりますし、國自身がそういうときでございまして、國がめんどうを見られたら一番いいかも知れませんが、しかし大阪及び堺市が、その信用において、この事業の資金を外國から借りられるといふことでしたら、少しもこれは悪いことではないので、私もとしては、むしろそれだけ國のめんどうを見る肩が抜けることでもございまして、われわれは賛成している。しかし、これがほかの方面へ移りはせぬかといふことでござい

ますが、外債といふのは簡単なものではないでございまして、ほかでいろいろな事業計画をされても、一方が応じてくれなければ問題になりませんこととで、また応じてくれるといふやうな事業内容を見て、必ず償還についての心配はないんだと判定して、そこに資金が外國からくるというものでしたら、私はやはりけつこうなことではないかと思つていますが、この問題が成功し

たからといって、他の外債交渉というものがそうやたらに成功する情勢だとは私も今思つておりません。

○川村(總)委員 大蔵省の方と自治省にあつてまたちよつと聞きたいと思つて、門司さんから大臣に質問があるそうです。門司亮君。

○門司委員 この際聞いておきたいと思つて。今審議いたしております後進地域の開発に關する公共事業に關する國の負担割合の特例に關する法律案ですね、この法律は、自治省と兩方に聞いてみるのですが、目的は一体どこにあるのですか。提案理由の目的を見ても、それがわからぬから聞いておるのですが、その法律の目的は、一休行政水準の平均化を目的としておるのか、あるいは人口移動の防止、それから地方住民の経済力の格差の解消を目的としておるのか、どちらを目的にしたのか、自治省と大蔵省の兩方から一応答を申してくれませんか。

○安井国務大臣 これは、現在あります地方の格差をなくする一つの方法としてとられておることとでございまして、いわゆる行政水準の平均化、これもしかし言葉を変えて言へば全然別ものじゃないと思つて、そういう格差を漸次解消していくための基礎を作るのに必要な一つの手段といふふうに考へております。

○水田国務大臣 大蔵省の考へも、今の自治省の考へと同じであります。

○門司委員 そうだといふと、この總額は一体どのくらいですか。このふえる割合を減らしていったことのために、地方の自治体がよけに金が

もらえらるるといひますか、国庫はどのくらい増額になりますか。

○石原政府委員 先ほどお答えを申し上げたのでありますが、これは事業の内容がきまらずに約百七十億円であります。

○門司委員 きよはるは数字を議論する時間はないかと思ひますから、次に聞いておきますが、御承知のように、通産省から今すでに後進地域開発に關する問題で低開発地域工業開発促進法案というのが提案になっておりますが、これとの関連性はどうかと思ひますか。一方においてこういう地域格差をなくするのだから法律案を出して置いて、一方において低開発地域の工業を促進していかうとする。私は同じ趣旨だと思ひますが、法律は二本ある。これは地方自治体としては非常に迷惑すると思ひますが、その点はどうか思ひますか。大蔵省はこれをどう見ておられますか。

○水田国務大臣 企画庁から出ましたのは、地方格差をなくするために地方開発の基盤を作つていくという事は同じでございますが、この法律案と違ふところは、とりあえず立地条件を整備して工場を地方に誘致する必要があるのだ、それに対する措置をしたいというのがねらいでございます。御承知のように、この後進地域の開発という問題は、全国的にも総合的な計画を立ててやらなければなりませんので、その計画を立てる前提として、各省ごとに今年度予算で調査費をつけまして、建設省は建設省、通産省は通産省、自治省は自治省といふうちに、この総合計画を作るための基礎的な調査を

各省ごとに行なう。そしてそれを最後に企画庁が統合して、全体の開発の総合計画というものを作ろうというところをやつております。それでその計画ができたときには、今般らばにできるいろいろな法律も一本にまとめられるとか、あるいは統合される、いろいろなことにならうと思ひますが、それまでなかなか待てませんので、少しばらばらなものでありますが、趣旨が重なつても、一方は工場誘致のため、一方は未開発地域の公共事業を中心にする政府補助金強化といふようなものでまず出発して、将来これは総合計画ができたときに全部統合されるもの、こういう理解のもとにいろいろの措置を政府はしようとしておるわけでございます。

○門司委員 私がさういふことを聞きますのは、財政法の規定するところによると、大蔵省に、各省のさういふ案の査定をしたり、あるいは金の分配をしたり、さらにその金がどういふふうに使われているかといふことの責任があるわけですね。地方財政はさうなつておるのですか。それで、今日大蔵省がやつておるのは財政法に基づくものだと思うのだが、その大蔵省がさういふばらばらな法案を地方に出してきて、さうして受け入れ態勢は一つなんですね。

そこで低開発地域工業開発促進法案は、この委員会にかけられておられますが、その政令案の内容を見ても、これには非常にめんどろなことが書いてある。一つの基準としては、「昭和三十年に行なわれた国勢調査に基づき算定された産業別就業人口構成比率において、第一次産業収容人口比率が

市の全国平均をこえる市であるか、または第二次産業人口比率が市の全国平均未満の市であること。昭和三十一年度における財政指数が全国平均未満の市であること。それから「相当規模の工業用地の取得または造成が容易であること。道路、鉄道、港湾その他の輸送施設の整備が良好であるか、またはその整備が容易であること。労働力が豊富であるか、かつその確保が容易であること。必要な用水の確保が容易であること。」前項第一号の都市及び年度は、この政令の施行の日からおおむね三年ごとに最近の資料によつて変更するのを例とする。さういふのが大体あの法案の要旨だと思ひますが、さういふことを盛つておる法案が一方にかかれて、さうして一方にさういふ後進地域の開発に關する法律案が出てくるのです。それでこの割合は一体どういふことになりましか。通産省の方から出てくる法律で予算はどのくらいつけておられますか。

○石原政府委員 歳出予算としてはつけておりません。

○門司委員 予算がついていないといふことになる、ただこれは法律だけですか。法律だけではできず、さういふことを申告してこい。さうしてきまつたら、その施行については何とか考へてやる、さういふことですか。

○石原政府委員 第七條に「この法の施行に必要の特例」がございまして、第八條に「地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置」といふのがございまして、おのおの国税、地方税におきまして減税の規定があるわけでありま。

○門司委員 私が聞いておりますことはさういふことです。この法律ができしてしまふと、地方の自治体は非常に迷惑するのです。片方においては補助金を幾らかふやしてやろう、片方においては、地方税を工場誘致することのために減税していかうという法律ができて進んでいく。一体地方の自治体はどういふ形であらうかといふことですね。この二つの法律のまだこの上に、今国会には出ないけれども、自治省の考へてある百

万都市といふような、基幹都市建設に關する何となくさういふものを出さうとする。全く最近の地方行政といふものはばらばらで、さういふ大臣の説

明のうちに一本にするつもりだといふお話ではありますが、さういふばらばらの形で地方の自治体に關する法律が出てきたのでは、自治省は一体これをどうされるのですか。一方においては、これは通産省から出た法律であつて、自分たちの関連した法律ではないのだと言つておるが、これが通産委員会にかかつて、その法律に基づいて工場が持つてこれると、その地方はい

やおうなしに法律に基づいて地方税を減税しなければならぬ。自治省の知らない間に地方の自治体が大きく動かされるようなことが考へられる。もうさうして地方の自治体からは、この通産省から出ている法律が、この場合の工場誘致はさういふものですかといふ問ひ合わせが来ている。これは自治省にも来ていると思ひますが、われわれのところにも来ているのです。この法律がどうなるであらうかといふことは通産省とよく打ち合わせをしなければ

はなりませんが、大蔵省は予算をつけていないといふとすれば、地方の自治体はこの法律によつて地方税を安くするだけのことではあり考へなければならぬといふのです。今までは、地方の自治体は、工場誘致をやりましたが、おのの自治体の自主性に基づく案例でこれはきまられていたが、今度はこれが法律になつて現れてくる。これではさういふ地方の自治体の自主性といふものはなくなるのであらうか。この点は、予算も何もつけずに、ただ自治体の税金だけ負けてやるといふようなことを考へられたのでは、地方はさういふ迷惑すると思ひますが、自治省としてはどう考へておられますか。

○安井国務大臣 さつき大蔵大臣から御答弁がありましたが、地方の格差をなくするといふ方法がただ一つの方法だといふわけに参りませんので、いろいろの方面から施策を進めていく必要があると思ひます。従ひまして、今、通産省とこれはないので、企画庁から出ておりますが、通産省はまた別途に計画を案として持つておられます。さういふ意味で、企画庁から出ておりますこの案は、まず現在の状況において、地方の小都市で、少しでも効果的に好条件で工場誘致ができるようなものがあるならば、それを技術的に促進しようといふことなので、とりあえず拙速主義と申すところ、弊がございまして、さういふ意味で、これは一つの案としてできております。しかし、これにつきまして、これは審議院を設けて、地方からの申請を待つて、さうして地方の意思を十分聞いた上で追つて決定するといふので、今直ちに何十カ所、何百カ所やると

いう性質のものじゃない。非常に慎重に今後の扱いをし、地方の自治体自体の意思も十分に尊重し、申請を待つてやるというふうに、その法律案はなっておるはずであります。

なお、この特例法につきましては、全体としてこれは府県を単位にいたしておりまして、この公共事業費を全体に有効に使うことによって地方の開発の立地条件をよくし、基盤をつちかっいていこうという、もう一歩前段階の仕事をやろうというのがこの特例法の仕事でございまして、そういう意味で、どこかの省が一つにまとめて全部を総合的にやっていくというふうなものじゃないんで、各省それぞれの職能に応じた仕事の進展は、これは今のところやむを得ないと思っております。

○門田委員　そこで実は予算の関係なんですけれども、新しく企画庁で出しておるわけでありまして、この企画庁から出た法律には、そういうことを書いておるが、予算はちつともつけてないという話だが、結局地方の自治体からすれば、国が工場を持つていくところを考えて一応企画をする、その企画に基づいて工場を持つてくれば、いやが応でも、条例に基づかないで固定資産税その他を付けてやるようなことができませんか。これが法律に載りますと、地方の自治体はなかなかその法律を自主性ではね返すことは困難だと思ふ。片方から意見が出て参りました、工場誘致なんということになりまして、どうしてもある程度のすい政治力が反映することはわかり切っております。現在ですら、法律で、地方の自治体が工場誘致のために誘致条例をこしらえて税金を安くしてもよろしい

というふうなことがある。これに基づいてやっておつても、もうぼつぼつ地方の自治体では、工場誘致についてこの優遇策はどうかという懸念を持ってきておるところがたくさんあるのであります。これは地方の住民に非常に大きな影響がある。工場ができることによって、地方の自治体が大いに受ける財政上の影響は非常に大きいのであります。従つて、財政上の影響が非常に大きくて、その上に税金を負けてやるというふうなことは、地方の自治体の財政運営においては非常に困難なんです。工場ができれば子供がふえる、子供がふえれば学校の修繕もしなければならぬ。道路や橋梁の修繕もしなければならぬ。行政上のかかり大きな奉仕が出てくる。その上に税金を負けてやらなければならぬということになれば、地方としては非常に苦痛なんです。だから、最近の地方の自治体の実態というものは、こういう工場誘致についても、税金を負けてやるというふうなことはできるだけ避けたいというのが実情だと思ふ。にもかかわらず、こういう新しい法律がまた経済企画庁の方から出てきて、国の法律の中に、そういうことをすることができるといふことを書くこと自体がおかしいと思ふ。法律をこしらえて、工場を押しつけて、それに国が何らの予算措置をしないという大蔵省の考え方がおかしいと思ふ。一体、地方の自治体の財政をあなた方どうしようというのです。この問題についてはもう少しまとめた考え方で仕事をやってもらえませんか。こういう法律をこしらえれば、これについて財政はどうする——地方の自治体だけに財政の負担を負わ

せないで、国がこれについて幾らか財政を見る、こういう親切な態度はとれませんか。

○水田国務大臣　この問題は、今まで各地の例を見ますと、何かの優遇措置を講じてやらなければ、工場はその土地にこないというものはつきりしておりますので、各府県あるいは都市が競つて誘致策をとるのですが、その場合に、一応条例で、地方税を一定期間免除するというのをきめまして、

事実上そういういきませんで、まだ建て始めたばかりで工場が完成しておらないというときでも、最低——せつかくきめてあつても、事実上の免除になることはなくて、もうそこまでいったら、税金の形ではいかぬとすれば、町に幾らか寄付せいかんとかで、各地で、せつかく誘致されたんで、もう逃げたいという事例まで出てくるようなのが今までの実例でございまして、やはり私は、企業誘致、工場を持つてくるためには、税制上のはつきりした優遇というものをやらなければ、実問題としては無理だと思ひます。

それからもう一つ、同時に地方としては、将来は地方の税収として入ってくるというものはつきりしておりますので、一定期間この地方税を免除するということも、もしそこにその工場がこなかった場合を考えたら、もともと全然収入は当てにならぬところでございますから、将来の増収というものはつきりしている以上は、一定期間誘致策として地方税を免ずるといふような措置も、地方には、実際に痛い問題ではないと私は思つており

ます。現にそういう事例がたくさん全国にございまして、実際から見ても、地方税を一定期間免税したからといって、地方が特に現状に比べて支障を来たすというふうなことは事実上ないのではないかと思つております。

○門田委員　私はあとで阪上君に関連して少し聞いてもらいたいと思ひますが、国がほんとうに地方自治体の今日の財政を知るならば、法律で税金をまけてやるようなことを法定化しないで、むしろこういう法律ができるので、これについて地方自治体に工場のできやすいように援助政策をとることがほんとうに格差をなくすることではありませんか。これはもしも将来よくしてやるから一定の期間というものはこれでよろしいというのなら、自治体にまかせておきなさい。法律がなくて、工場誘致条例を持つていて自治体はたくさんありますから、法律はこしらえなくてもいい。この辺は、大蔵省はどうも地方自治体の実態がわからないで、ただ何でも押しつけさえすれば地方ではやるんだというの、とてつもない考え方だと思ふ。こういう法律で、地方へ工場がいったら税金をまけさせるということではなくて、ほんとうに格差をなくしようという親切心があつたら、この税金相当額は国が支出してやつたらいいではないか、そんなものは大したものではないのですよ。この前も話しましたように、地方自治体の税外負担の収入を見てごらん下さい。農村に参りますれば、大体寄付金と思はれるものを総合して参りました、これは私の数字ではなく、農林省から出した数字、あるいは文部省から

出した数字だ。こういう数字をずつと合わせてみても、国税、県税、市町村税と合わせた一〇％ないし一五％に近いものが税外負担として事実上出されている。そういうことで地方の自治体は辛うじて道路の修繕をし、学校の維持をしていることは大蔵省もおわかりでしょう。こういうところに、あなた方大蔵省が、一つの政府の施策として地方自治体の格差をなくするという親切心があれば、地方の負担にまかせないで、国がなぜそういうものについて十分のめんどうを見てやらないかという事です。どうしてこういうものに予算をつけないかという事です。ただ法律だけこしらえて、工場ができればよろしいということでは、どういうわけでもこれに予算がつけれないのか。またつければ悪いのか。これではまるきり仏作って魂を入れないと同じことです。何ば資本主義の政体だといつても、その企業家の肩を持たないでいいと思ふ。地方の住民も日本国民です。必ずしもみな労働者とは言いませんが、日本国民ですから、つけられなかった原因はどこにありますか、ごく簡単によろしいから教えていただきたい。

○水田国務大臣　企業を誘致するといふことは、将来の地方財源にそれがなることによって、地方の後進性が非常に改善されるということでございます。周知に企業を誘致することは将来の自分の財政のためにいいのだという問題でございまして、企業がそこにこられるような優遇策を講じてやるということでございます。地方にみな工場

がいったら、工場には税金をまけるが、まけた分は国がみな受けて金を出してやれなどという趣旨で私どもこの法律を作ったわけではございませんで、そういう話ならこれはまた別の問題になるだろうと思います。

○阪上委員 閣下。先ほどから地域開発の財政措置の問題が議論になっておりますが、どうも大蔵大臣のお説を伺っております、何か一つ二つ欠けておるのではないかと感じます。その中であります。今盛んに工場誘致という言葉を聞かれますが、私は言葉じりをつかまえて申し上げるのではないのであります。どうも工場誘致という考え方で今回の低開発地域工業開発促進法あるいはそれに伴って予想されるところの各般の地域開発関係法が出てくるといふ、そのこと自体に、私は何か大きな誤謬を犯しておるのではないかと感ずる。なるほど地方自治体の側からいへば、工場誘致のもの、考え方があるかもしれませんが、しかしそれは勝手に誘致するのですから、極端な言い方をすれば、減収があつた場合にも自分でかぶつてがまんしなければならぬかもしれない。だが今、国の法律として地域開発をやり、そこに工場を持つていこうという考え方は、誘致という考えでなくて、工場の分散をし再配置をするという考え方ではなからうかと思ふのです。このことを忘れておつて、国の法律でもつてあの程度のことややつておつて、そしてこれが低開発地域の開発であるという考え方を持つておられるから、私は今言つたような議論が出てくるのではなからうかと思ふ。おそらく一連のこれから出されるであろうところのいろいろな

地域開発関係の法案を見ても、当然財源措置を伴わなければ実現できない問題ばかりであります。ことに十年なり十年というものを考へてみたときに、設備投資のほかに相当額の行政投資が行なわれなければ、私はこんなものは実現できないと思ふ。ただ単に工場自体を誘致してくるのだ、そしてそのことによつて地域間の格差を是正するんだというような考え方ばかりでは、とてもじゃないが、現在世界各國で取り上げられておる地域開発のものの考え方ではないと思ふ。そのためにはもつと高度な、たとえば地域雇用の安定であるとか、高い水準の維持というようなことを考へて、相当いやがる工場でも、ある程度あなた方は、国もこれだけの行政投資をやるのだから、われわれは自由経済の原則を守るけれども、なおかつこの場合国策に協力して、工場をここに配置しなければならぬのだから持つていくという、ある程度の強い意思というものがそこへ現われてこなければ全然無意味なものである。ところが、大蔵大臣がそういう考え方になつておられないがゆゑに、ただ単に今はやりの地域格差の是正というよりなことはかり考へてゐるが、そのこと自体が直ちに地域雇用の安定というものに結びつく考え方ではないのです。だからこの際思い切つてやるなら、ほんとうの地域開発をやつていこうというこゝとでありますならば、そのくらい相当強い意思が現われてきて、そこへ相当思い切つた行政投資をやつていこうという方向でいかなければ、これは意味がないと思ふのです。そういう考え方がないものですから、地方自治体が誘

致したいと言つてゐるのだから、またその誘致することによつて税収入が若干ふえるからというより単純な考え方で、これは当然地方自治体の独自の財源であるところの地方交付税でもつて減収補てんをやつていこうというよりなふらちな考え方に到達してゐる、こういうふうに思ふのであります。大蔵大臣に伺いたいのは、やはりこの際必要なことは、そういうたゞそく因循な手段でなくて、ほんとうにわが國の地域開発をやつていくつもりがあるのか。地域開発をやつていくことは、とりもなおさず私は國土総合開発だと思ふ。そういう観点に立つたときに、なぜ行政投資を思い切つてやれないのか、こういうことを私は言いたいのです。

○水田國務大臣 行政投資をやつて地方の必要な基盤整備をしたいと考へておりますから、この法案じゃない別の今言つた法案を出してゐるわけでありまして、行政投資に對しては國が高率の補助をもつて臨むということとあわせて、國から見たならば工場分散、再配分というやうなことになるまいし、地方から見たならば自分のところを持つてくるのだというところにならうと思ひますが、そういう形で地方に工場を持つてこようという場合の優遇措置というものを、別の法律で今きめておるというところでございます。

○阪上委員 そこで若干の刺激を与へる意味で今回の低開発地域工業開発促進法を出したのだという説明があつた。しかしながら、これは私は大した刺激にもならないと思ひますが、こういう低開発地域の場合においても行政投資をやつていこうという考え方はないのですか。

あるいはまた國庫でもつて負担してゐるという考え方はないのですか。これはあくまでも地方自治体の犠牲において、原資補てんは地方自治体の財源の交付税でまかなつていくという考へ方は依然として大蔵省としてお持ちなのかどうか、この点を伺いたいと思ひます。

○石原政府委員 先ほど大蔵大臣から申されまして、後進地域の開発ということは、阪上委員の仰せられましたように、行政投資、公共投資、公共事業の開発がまず一番重要な問題だと思ひます。その点については後進地域について十分に公共事業が回るよに全体の予算の配分も考へなければならぬと思いますが、同時にまた補助率、負担率の点について特段の配慮をいたそうというのが現在のこの低開発地域の法律案であります。御指摘の税の方の關係につきましては、従来は条例をもつて地方自治体でやつてこられたわけでありまして、今回はさらに國稅の方の減価償却の問題並びに地方稅の減免の場合における交付税法上の措置の問題を規定いたしました。これを各個の設備投資、産業投資の方の面に、阪上委員のお言葉をもちつれば再配置と申します。配置がえをしていくというところで、それにプラスをして、二段に考へていくというのが兩法案の關係であらうというふうに考へております。

○門司委員 これ以上議論をいたしません。最後に一点だけ聞いておきます。この法律で財源補てんは考へられておらないとすれば、今のお話を総合してみると、結局一つのワクの中であるから、交付税がふえなければ問

題の解決はつかないと思ひます。こういう法律がなければ、おのおのの基準財政に基づいて配分のできるものを、法律ができたために逆によけいとされるということになる。だからもしこれを交付税で解決されれば、交付税の税率を今の二・八・五に三を加えてふやしてもいいなと、結局地方財政全体がマイナスイメージになるというこゝとははつきり言へると思ひます。だから冒頭に聞きましたように、一体この法律はどうなるのか。地方の行政水準を平均化するという目的があるならば、それは一つの問題であるが、あなた方は地域格差をなくするのだというお言葉でありますから、そういうことになるならば、この財源についてはやはり相當考慮してもらわなければならぬ。一体交付税をふやす意思がありますか。

○水田國務大臣 交付税の配分は、そういう実情を考へて後進地に傾斜配分をしようという方針でございますので、そういう点も考へられると思ひます。

○門司委員 どうも大蔵大臣として一つ考へてもらいたいのですが、一つのワクの中で傾斜的にどんなに配分をしたところで、一升ますには一升しか入らないのです。もう二合なければ足りないところを、一升しかなくて一升ますの中であつち動かしたりこつち動かしたりしてみてもどうにもならない。そのへこんだところはそれだけ行政水準が下がるんです。だから行政水準を平らにするのか、格差を平らにするのかといへば、あなたの方は格差をなくするのだとおっしゃるから、それならはぜひ一つこゝで財源を付与し

でもらわなければ格差はなくなるならない
と思います。行政水準を平らにするとい
うならば別の話の仕方があります。
どう考えても法律の趣旨として、今自
治大臣の答弁を聞きましても、この委
員会にかけられている後進地域の開発
に関する公共事業に係る国の負担割合
の特例に関する法律案においても、両
方とも人口の移動の防止あるいは地方
住民の経済力の格差を一応解消するこ
とを目的とするということになります
と、どうしても私は財政の方のめんど
うは国が見るべきだと考えております
が、きょうは大臣が非常に忙しいそう
ですから、これ以上私は押し問答はい
たしませんから、大蔵省はこの考え方
をやめてくれませんか。これを私は一
つ申し上げておきます。何でもあるも
のを傾斜配分をしていけばよいのだと
いうことは、貧乏人は貧乏人にしてお
こうという考え方です。しかし格差を
なくしようとするならば、国が少し援
助をしてやらなければ格差はなくなり
ません。金があるから行政水準を平ら
にしようというなら、これはわかりま
すが、そういう考え方は一つやめてい
ただきたい。

次にお聞きしておきたいと思いま
すのは、今川村先生からかなり突っ込
んで聞かれたようですが、地方自治体
の外債の問題です。これは私はまだ大
して調べておりませんが、私の経験か
ら言いますと、地方の自治体が外債を
持つということは非常に苦勞なんです。
地方の自治体の財政は御承知のように
国の財政のように必ずしも安定してい
るとは言えません。そのときそのとき
にどういう災害、あるいはどうい
う問題が起こるかわからないのです。そこで

と思うのですが、各市町村に地積を明確にした、たとえば大ききさいえは六百分の一とかあるいは三百分の一とかというほんとうに地積がちゃんとわかる地図が、私はないと思うのです。古い土地台帳によって処理されておるのです。こういうところに問題があるのかと思います。一ぺん国がなくなったとは思いませんが、敗戦後の新しい地方行政という建前で十五、六年たつております。従つて地方行政の根幹をなすおのの地方の自治体の地積の明確な地図をこしらへるということは、私は必要だと思ふのです。これは固定資産税については特に必要だと思ふのです。だれがやっても地積だけぐらひはきつちとして文句を言われないぐらひのものをこしらへておくということが、行政の根本だと思ふのです。言いかければ国政の根本でもあらうと思ふ。日本の地積がどれだけあるかわからない。これは今まで再々言つたけれどもわからなかつたでせう。農村の農地改革をやつて、農業センサスでもやつてみた、一筆調査もやつてみた、台帳も調べてみた、いづれを突き合せてみても、はつきりした数字が出なかつた。日本の行政の中で最も大きな欠陥といふものはこれだと思ふのです。これはすべて地方の自治体の仕事であり、それからくる税金の問題だ。だから自治省大臣は、地方の自治体の地積の明確なる地図をこしらへてもらうわけにいきませんか。これは何とか予算の上に計上するなり何とかすることはできませんか。

○安井国務大臣 先ほど申し上げましたように、この固定資産そのものの全体的な評価のし直し、あるいは資産の

あり方につきましましては、根本的な検討はやることになっております。従来も、今御指摘のような点につきまして、国から補助金を出しまして、一定の地域を、これは部分的でございましてがやつております。今お話しのようなことは將來いずれにしろやらなければならぬと思つております。

○濱田委員長 川村君。

○川村(總)委員 私は、きょうは地方財政法の一部改正の法律に基づいて、関係のある大阪港及び堺港の外債問題についてお聞きしておたのでありますが、質問が中途半端になつておりますが、大臣が帰つたら主計局長も理財局長もみなぞろぞろと歸つちやつて大へん工合が悪いですから、きょうはこれで質問を終わりたいと思ひます。そのかわりにちよつと資料を用意しておいて、この次また来ていただきたいと思ひます。

一つは、外債問題で東京都問題が起つておるようですね。ゆうべもラジオ放送しておりました。これは前にも新聞に出ておつた。つまりフランスから借りた外債の償還について非常に長い間いざこざがあつて、昨年とか、三十億で話がまとまつた。ところがフランスのいわゆる債権者の方がこの裁判が行なわれて、その裁判の結果、一部の異議申し立てをした者の方が勝つた。そういうことで、またこれが問題になるのじゃないかと言われておるようであります。私、その詳しい事情をよく知りませんが、これは自治省でも大蔵省でもかまいません。東京都の今のフランス外債の問題について、その経過、それから一体どうい

いさつになつてきたのか、それを一つぜひ知らせていただきたい。

それからいま一つは、終戦後、昭和二十年ころでありましたか、いわゆる社債であるとかあるいは地方債であるとか、こういうものについて借りかえやあるいは償却されなかつたものを、一括して政府が元利払いの義務を承継したことがありますね。そのうちに地方債関係ではアメリカの米貨によつたものが二口あつたはずですが、それからイギリスのポンドによつたものが五口あつたはずですが、これが大体、二十年末のその未払いの償還額等も私一ちよつとしたものを持つておりますけれども、それがどういふふう処理されて今日きておるのか、その未償還になつた理由、そういうものを、これは地方債に限らず、それから社債に限らず、政府が引き受けたもの、こういうものの資料を出していただきたい。それらの資料、また皆さん方にいろいろ御見解を開きながら、私がきょう質問しようとしておりました大阪港あるいは堺港のこういふような外債等について、もう少し皆さん方の見解を聞きたいと思ひます。

私は、先ほど申し上げましたように理財局長も主計局長も歸りましたので、きょうは自後の質問を保留いたしまして、これで終わりたいと思ひます。

○阪上委員 ついでに資料を私も要求しておきます。自治省です。大阪港、堺港の埋め立て整地、それに伴うところのいろいろな行政投資に使われるものだと私は思ふのです。その詳細を一つこの際提出していただきたい。

○濱田委員長 ただいま川村君と阪上

君からの要求の資料でございしますが、これは来週の月曜までに必ず委員会の方に提出をお願いします。本日の議事はこの程度にとどめます。これから直ちに地方税法改正の委員会を開催することとなつておりますので、小委員の方はお残りを願ひたいと思ひます。

これにて散会いたします。
午後五時七分散会